

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則の概要

○ 第1章 総則

- ・指定希少野生動植物種の器官及び加工品について（第2条関係）
- ・指定希少野生動植物種の指定案の公示等の手続について（第3条関係）
- ・公聴会について（第4条関係）
- ・指定希少野生動植物種の指定の提案について（第5条関係）

○ 第2章 指定希少野生動植物種の個体等の取扱いに関する規制等

- ・捕獲等の禁止の適用除外について（第6条関係）
- ・捕獲等の目的について（第7条関係）
- ・捕獲等の許可の申請手続等について（第8条関係）
- ・捕獲等の許可を受けて捕獲等をした個体の取扱方法について（第9条関係）
- ・捕獲等の届出の手続について（第10条関係）
- ・譲渡し等の禁止の適用除外について（第11条関係）
- ・所持の届出の手続等について（第12条関係）

○ 第3章 生息地等の保護に関する規制等

- ・生息地等保護区及び管理地区の指定案の公示について（第13条・第14条関係）
- ・管理地区内における行為の許可の申請手続等について（第15条・第16条関係）
- ・管理地区内における許可を要しない行為について（第17条関係）
- ・管理地区内における非常災害に対する必要な応急措置としての行為の届出及び許可を要しない届出の手続について（第18条・第19条関係）
- ・立入制限地区内における立入りの制限の対象とならない行為について（第20条関係）
- ・立入制限地区内への立入りの許可の申請手続及び許可を要しない届出の手続について（第21条・第22条関係）
- ・監視地区内における行為の届出の手続について（第23条関係）
- ・監視地区内における届出を要しない行為について（第24条関係）
- ・損失の補償の手続等について定めるものであること。（第25条関係）

○ 第4章 保護回復事業

- ・保護回復事業の確認又は認定の申請手続について（第26条・第27条関係）
- ・認定保護回復事業の公示の手続について（第28条関係）

○ 第5章 雑則

- ・希少野生動植物種保護推進員の活動期間等について（第29条関係）
- ・国等に関する特例の対象となる地方公共団体に準ずる者について（第30条関係）
- ・国等が行う行為のうち、知事への事前協議が必要のない行為について（第31条関係）
- ・教育又は学術研究のための捕獲等の届出及び鉱物の採掘等の届出の手続等について（第32条～第35条関係）
- ・所持の特例における届出の手続等について（第36条関係）

○ 施行期日

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第1章の規定は、公布の日から施行する。